

## 1 事業名

災害派遣手当等の額に関する条例の一部改正

## 2 事業の概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

### 【改正概要】

「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」の名称を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

## 3 他自治体の類似する政策等

法令改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を行っている。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令、所沢市地域防災計画

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第 22 号 災害派遣手当等の額に関する条例の一部を改正する条例

災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 19 条及び大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成 25 年政令第 237 号）第 43 条の規定により条例で定める災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 38 条（同令第 52 条において準用する場合を含む。）の規定により災害対策基本法施行令第 19 条の規定の例によることとされる条例で定める武力攻撃災害等派遣手当並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号）第 4 条の 5の規定により災害対策基本法施行令第 19 条の規定の例によることとされる条例で定める特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の額は、次のとおりとする。

略

災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 19 条及び大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成 25 年政令第 237 号）第 43 条の規定により条例で定める災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 38 条（同令第 52 条において準用する場合を含む。）の規定により災害対策基本法施行令第 19 条の規定の例によることとされる条例で定める武力攻撃災害等派遣手当並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号）第 10 条の規定により災害対策基本法施行令第 19 条の規定の例によることとされる条例で定める新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の額は、次のとおりとする。

略